

## EU ポイズンセンター届出 ECHA による届出調査の結果

2025年上半期、ECHA(欧州化学物質庁)の執行情報交換フォーラム (Forum) は、EU/EEA 域内におけるポイズンセンター通知 (PCN) 制度の遵守状況に関する調査を実施し、その結果を2026年2月に公表しました。

### <調査の概要>

本調査は、以下の法令要件の遵守状況を評価し、制度理解の向上を目的として実施されました。

- ・ CLP 規則 第 45 条および附属書 VIII (UFI, Unique Formula Identifier の表示義務を含む)
- ・ REACH 規則 第 31 条および附属書 II (SDS 関連)

EU/EEA 27 か国中 18 か国が参加し、**2025年1月～6月に1,597種類の有害混合物**が検証されました。対象は、**消費者用・業務用・工業用**のすべての用途で市場に供給される混合物で消費者用が最も高い割合でした。

### <調査内容のポイント>

1. PCN 未届出・UFI 関連の不遵守が依然として多い。
  - ・ PCN 提出義務があるにもかかわらず未届出：19%
  - ・ UFI 表示が義務付けられている混合物で未表示：12%
  - ・ 不整合が確認
    - PCN とラベルの不一致：13%
    - PCN と SDS の不一致：17%
2. 非 EU 製造者由来製品も検査対象に含まれ、検証された混合物のうち、約 12%が非 EU/EEA 域外でその中には**日本も含まれていた**。
3. 本調査期間中 (2025年6月)、ECHA の Q&A (No.1727) が改訂され、UFI 表示を巡る制度解釈が明確化された。

### <違反に対する執行対応>

不遵守が確認されたケースに対し、各国当局は次の措置を実施。

書面による指導/口頭指導/行政命令/罰金/刑事告訴 等

#### 💡 EU で混合物を上市・輸出・ブランド展開する日本法人の留意点

- ・ 非 EU 製造者由来製品も検査対象に含まれ、その中に日本も含まれている。
- ・ 違反に対する執行対応は、是正命令にとどまらず、罰金/刑事告訴も含まれている。

👉 **自社の製品が正しく届出されているか、今一度ご確認ください。**

弊社では、ポイズンセンター届出代行業務および制度に関連したコンサルティング業務を提供しております。お困りのことがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

参考：

ECHA Forum's pilot enforcement project found that 19 % of the checked hazardous mixtures were not notified to poison centres. (ECHA)

<https://echa.europa.eu/-/one-in-five-hazardous-mixtures-not-reported-to-poison-centres>

ECHA Q&A No. 1727

<https://qnapublic.echa.europa.eu/QnA/QnA?id=7801>

本資料は、調査時点における公開情報および信頼できる情報源に基づいて作成されたものです。記載内容の正確性・完全性・最新性には十分配慮しておりますが、情報の解釈や記載の誤り、または関連情報の見落としが含まれる可能性があります。

最終的な判断・対応につきましては、最新情報等をご確認の上、事業者自身の責任で行っていただくようお願いいたします。

当社は、本資料の内容に基づく判断・行動により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16 番地 1 四谷 TNビル 5 階

HP : <https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>